

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 告 示	
○ 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】	2
◇ 公 告	
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】	6
◇ 病 院 局	
○ 北九州市病院局会計規程の一部を改正する規程【病院局経営課】	7

北九州市告示第 83 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 3 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	2 台	平成 29 年 2 月 7 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸自転車保管所
	1 台	平成 29 年	

		2月9日	
	1台	平成29年 2月23日	
J R 小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	19台	平成29年 2月9日	北九州市小倉北区青葉二丁 目1番 青葉自転車保管所
	20台	平成29年 2月23日	
J R 西小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	9台	平成29年 2月21日	
J R 南小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	4台	平成29年 2月3日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁 止区域外	3台	平成29年 2月10日	
	7台	平成29年 2月16日	
	4台	平成29年 2月17日	
	3台	平成29年 2月24日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	6台	平成29年 2月20日	北九州市小倉南区八重洲1 6番 八重洲自転車保管所
モノレール徳力嵐山口 停留場周辺地区自転車 放置禁止区域	3台	平成29年 2月16日	

小倉南区自転車放置禁止区域外	4台	平成29年 2月1日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	6台	平成29年 2月2日	
	4台	平成29年 2月8日	
	4台	平成29年 2月15日	
	5台	平成29年 2月20日	
	3台	平成29年 2月21日	
	6台	平成29年 2月22日	
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	平成29年 2月21日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
若松区放置禁止区域外	2台	平成29年 2月7日	
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	平成29年 2月8日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	1台	平成29年 2月6日	
	3台	平成29年	

		2月21日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	平成29年 2月14日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	23台	平成29年 2月6日	北九州市八幡西区長崎町2番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	平成29年 2月22日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	24台	平成29年 2月6日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	7台	平成29年 2月17日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	平成29年 2月7日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	1台	平成29年 2月9日	
	3台	平成29年 2月21日	
	2台	平成29年 2月27日	

北九州市公告第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成29年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区本城東三丁目565番のうち、571番1のうち及び572番1から572番11まで	福岡県中間市中間二丁目13番20号 コサック・建設コンサルタント有限公司 代表取締役 手嶋一代

北九州市病院局管理規程第30号

北九州市病院局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月15日

北九州市病院局長 古川 義彦

北九州市病院局会計規程の一部を改正する規程

北九州市病院局会計規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第87条第3号中「基金」の次に「、長期前払消費税」を加える。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。